

(別紙)

二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減等に係る環境配慮に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、次の環境配慮項目に係る数値等を表1に当てはめた場合、評点合計が70点以上であること。

■基本項目

- ① 前年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh)
- ② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)
- ③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

■加点項目

- ④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
・地域における再エネの創出・利用の取組

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成29年6月改訂)に示された電源構成等や非化石証書の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表1. 環境配慮項目に関する評価基準表

環境配慮項目		区分	配点
基本項目 ※2	① 前年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.350 未満	70
		0.350 以上 0.375 未満	65
		0.375 以上 0.400 未満	60
		0.400 以上 0.425 未満	55
		0.425 以上 0.450 未満	50
		0.450 以上 0.475 未満	45
		0.475 以上 0.500 未満	40
		0.500 以上 0.525 未満	35
		0.525 以上 0.550 未満	30
		0.550 以上 0.575 未満	25
	0.575 以上 0.600 未満	20	
	0.600	0	
	② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)	0.675% 以上	10
0%超 0.675% 未満		5	
活用していない		0	
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)	8.00 %以上	20	
	5.00 %以上 8.00 %未満	15	
	2.50 %以上 5.00 %未満	10	
	0 %超 2.50 %未満	5	
	活用していない	0	
基本項目の合計 (A) (①+②+③)		-	100
加点項目	④・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0
	加点項目の合計 (B) (④)	-	5
合計	基本項目と加点項目の合計 (A+B)	-	105

※2 環境配慮項目報告書の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、下線を付した「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、前項1.の条件を満たすことを示す書類として「環境配慮項目報告書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

【各用語の定義】

① 前年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数。

② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値であり、算定方式は以下のとおりとする。

〈算定方式〉 前年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

注1: 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ・未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ・未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注2: 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- ・工場等の廃熱又は排圧
- ・廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法)(平成23年法律第108号)以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
- ・高炉ガス又は副生ガス

③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

前年度の供給電力量(需要端)に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合であり、算定方式は以下のとおりとする。

〈算定方式〉

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{(i)+(ii)+(iii)+(iv)+(v)}{(vi)} \times 100$$

(i)～(v)の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- (i) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- (ii) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- (iii) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- (iv) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- (v) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
- (vi) 前年度の供給電力量（需要端（kWh））

注1：再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスによる電気を対象とする。

④ 「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組」「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」

各取組について、需要家としての省エネルギー及び再生可能エネルギーの促進の観点から評価する。

〈具体的な評価内容〉

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること